	(改訂前)			(改訂後)		
2.検証	2.検証ポイント		2.検証ポイント			
【金融検	査マニュアル及び検証ポイ	ント】	【金融検	<b>査マニュアル及び検証ポ</b> ィ	(ント]	
<mark>(信月</mark>	<mark>(信用リスク検査用マニ</mark>		(金融	<u>独検査マニュアル)</u>		
<mark>ュアリ</mark>	<u>(                                    </u>		資産	査定管理態勢の確認		
自己I	<u>査定に関する検査に</u>		検査を	<mark>用チェックリスト「自</mark>		
ついて	<mark>C(別表)</mark>	検証ポイント	己查定	<mark>它」(別表1)</mark>	検証ポイント	
	1.債権の分類方法			1.債権の分類方法		
項目	自己査定結果の正		項目	自己査定結果の正		
	確性の検証			確性の検証		
(3)	(本文略)	1.代表者等との一体性	(3)		1.代表者等との一体性	
債務		(略)	債務		(略)	
者区			者区			
分		2 . 企業の技術力、販売力、経	分		2 . 企業の技術力、販売力、経	
		営者の資質やこれらを踏まえ			営者の資質やこれらを踏まえ	
要	(略)	た成長性	要		た成長性	
注意		企業の技術力、販売力、経	注意		企業の技術力、販売力、経	
先		営者の資質やこれらを踏まえ	先		営者の資質やこれらを踏まえ	
		た成長性については、企業の			た成長性については、企業の	
破	(略)	成長発展性を勘案する上で重	破		成長発展性を勘案する上で重	
綻		要な要素であり、中小・零細	綻		要な要素であり、中小・零細	

(改訂前)		(改訂後)	
懸	企業等にも、技術力等に十分	懸	企業等にも、技術力等に十分
念	な潜在能力、競争力を有して	念	な潜在能力、競争力を有して
先	いる先が多いと考えられ、検	先	いる先が多いと考えられ、検
	査においてもこうした点につ		査においてもこうした点につ
	いて着目する必要がある。		いて着目する必要がある。
	企業の技術力等を客観的に		企業の技術力等を客観的に
	評価し、それを企業の将来の		評価し、それを企業の将来の
	収益予測に反映させることは		収益予測に反映させることは
	必ずしも容易ではないが、検		必ずしも容易ではないが、検
	査においては、当該企業の技		査においては、当該企業の技
	術力等について、以下の点を		術力等について、以下の点を
	含め、あらゆる判断材料の把		含め、あらゆる判断材料の把 📗
	握に努め、それらを総合勘案		握に努め、それらを総合勘案
	して債務者区分の判断を行う		して債務者区分の判断を行う 📗
	ことが必要である。		ことが必要である。
	(1)企業の技術力、販売力		(1)企業の技術力、販売力
	等		等
	(略)		(略)
	(2)経営者の資質		(2)経営者の資質
	過去の約定返済履歴等の		過去の約定返済履歴等の
	取引実績、経営者の経営改		取引実績、経営者の経営改

(改訂前)	(改訂後)	
善に対する取組み姿勢、財	善に対する取組み姿勢、財	
務諸表など計算書類の質の	務諸表など計算書類の質の	
向上への取組み状況、IS	向上への取組み状況、IS	
O等の資格取得状況、人材	│ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
育成への取組み姿勢、後継	育成への取組み姿勢、後継	
者の存在等	者の存在等	
以上の企業の技術力、販売	以上の企業の技術力、販売	
力、経営者の資質やこれらを	カ、経営者の資質やこれらを	
踏まえた成長性を評価するに	踏まえた成長性を評価するに	
当たっては、金融機関の企業	当たっては、金融機関の企業	
訪問、経営指導等の実施状況	   訪問、経営指導等の実施状況	
や企業・事業再生実績等を検	や企業・事業再生実績等を検	
証し、それらが良好であると	証し、それらが良好であると	
認められる場合には、原則と	認められる場合には、原則と	
して、金融機関が企業訪問や	┃	
経営指導等を通じて収集した	経営指導等を通じて収集した	
情報に基づく当該金融機関の	情報に基づく当該金融機関の	
評価を尊重する。	評価を尊重する。	
また、	また、	
(ア)法律等に基づき技術力や	ア)法律等に基づき技術力や	
販売力を勘案して承認された	販売力を勘案して承認された	
計画等(例えば、 <mark>中小企業経営</mark>	計画等(例えば、 <mark>中小企業の新</mark>	

(改訂前)	(改訂後)	
革新支援法の「経営革新計画」 中小企業創造活動促進法の「研究開発等事業計画」、新事業創出促進法の「新事業分野開拓」 等) (イ)企業の技術力、販売力、 経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案するものとする。	たな事業活動の促進に関する 法律の「経営革新計画」「異分 野連携新事業分野開拓計画」 等) (イ)企業の技術力、販売力、 経営者の資質等に関する中小 企業診断士等の評価などを勘 案するものとする。	
3.経営改善計画 (略)	3.経営改善計画 (略)	
4.貸出条件及びその履行状況 (略)	4.貸出条件及びその履行状況 (略)	
5.貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権について は、銀行法施行規則第19条 の2第1項第五号ロ(4)に おいて「債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的とし	5.貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権について は、銀行法施行規則第19条 の2第1項第五号ロ(4)に おいて「債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的とし	

(改訂前)		(	改訂後)
5)	て、金利の減済猶予、債権 が表示の債務者に有金の債務者に有金の債務者に負債のを行っる。 を利定されての債務のののでは、のののののののでは、のののののののののののでは、ののののののでは、のののののでは、対断でののののでは、対断でののののでは、対し、がいるのでは、対し、がいるのでは、対し、がいるのでは、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、は、対し、は、は、は、は		て、金利の減免、債務者に が発子のした。 が発子のした。 が表すのは、 がなと、 がなと、 がなと、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
	目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。 また、債務者に有利となる		目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。 また、債務者に有利となる
	取決めか否かについては、「基		取決めか否かについては、「基

(改訂前)	(改訂後)	
準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。)という着眼点で判断する必要があり、その際、以下の点に留意する。	準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。)という着眼点で判断する必要があり、その際、以下の点に留意する。	
(1)貸出条件緩和債権の検証 (略) (2)貸出条件緩和債権の卒業基 準	(1)貸出条件緩和債権の検証 (略) (2)貸出条件緩和債権の卒業基 準	
貸出条件緩和債権のいわ ゆる卒業基準については、 事務ガイドライン(1 - 1 2 - 3 (2), , ) にお いて記載されているところ であるが、この場合におい ても中小・零細企業等の特 性を踏まえて、上記(1) イ・及び口・に加え、次の	学 貸出条件緩和債権のいわ ゆる卒業基準については、 中小・地域金融機関向けの 総合的な監督指針( - 4 - 9 - 4 - 3(2), ,ハ) (注) において記載されて いるところであるが、この 場合においても中小・零細 企業等の特性を踏まえて、	

(改訂前)	(改訂後)	
ような点に留意し、検討する必要がある。 イ.(略) ロ.(略) ハ.(略)	上記(1)イ.及び口.に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。イ.(略)口.(略)ハ.(略) (注)貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な監督指針(-3-2-4-3(2),)にも記載有り。保険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的な監督指針(-2-17-3(2),)に記載有り。	
6.企業・事業再生の取組みと 要管理先に対する引当 (略) 7.資本的劣後ローンの取扱い (1)金融機関の中小・零細企	6.企業・事業再生の取組みと 要管理先に対する引当 (略) 7.資本的劣後ローンの取扱い (1)金融機関の中小・零細企	

(改訂前)		(改訂後)	
業[ 債 合 ま 改 !	向け(注1)の要注意先 権(要管理先への債権を む)で、貸出債権の全部 たは一部を債務者の経営 善計画の一環として、原 として以下の要件の全て		業向け(注1)の要注意先 債権(要管理先への債権を 含む)で、貸出債権の全部 または一部を債務者の経営 改善計画の一環として、原 則として以下の要件の全て
本語 に語 債 で 、 と 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	満たす貸出金(以下、「資的劣後ローン」という。) 転換している場合には、 務者区分等の判断におい 下記(2)を満たすこ を条件として当該資本的 後ローンを当該債務者の 本とみなすことができ		を満たす貸出金(以下、「資本的劣後ローン」という。)に転換している場合には、 債務者区分等の判断において、下記(2)を満たすことを条件として当該資本的 劣後ローンを当該債務者の 資本とみなすことができ
フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・	(注2) なお、資本的劣後ローン の転換は、合理的かつ実 可能性が高い経営改善計 (注3)と一体として行 れることが必要である。 略) 約内容に、原則として以		る。(注2) なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画(注3)と一体として行われることが必要である。 (略) 契約内容に、原則として以

(改訂前)	(改訂後)	
下の全ての条件を付してい	下の全ての条件を付してい	
ること	ること	
イ.(略)	イ.(略)	
口.(略)	口.(略)	
八.(略)	八.(略)	
二.(略)	二.(略)	
(注1)(略)	(注1)(略)	
(注2)(略)	(注2)(略)	
(注3)合理的かつ実現可能	(注3)合理的かつ実現可能	
性が高い経営改善計画	性が高い経営改善計画	
とは、 <mark>信用リスク検査</mark>	とは、 <mark>資産査定管理態</mark>	
<u>用マニュアル別表 1 .</u>	勢の確認検査用チェッ	
<u>(3)</u> の経営改善計	<mark>クリスト「自己査定」</mark>	
画等に関する規定を満	(別表1)1.(3)	
たす計画とする。	の経営改善計画等に関	
なお、経営改善計画	する規定を満たす計画	
の進捗状況が計画を大	とする。	
幅に下回っている場合	なお、経営改善計画	
には、合理的かつ実現	の進捗状況が計画を大	
性の高い経営改善計画	幅に下回っている場合	
とは取り扱わない。	には、合理的かつ実現	

(改訂前)	(改訂後)	
	性の高い経営改善計画とは取り扱わない。	
(2)(略) (3)資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権(要管理債権)(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.の(11)の )に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、信用リスク検査用マニュアルの規定(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.	(2)(略) (3)資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権(要管理債権)(「自己査定(別表1)の1.の(1)の」)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1.の(3)のの(注)「償却・	
の(3)のの(注)「償却・引当に関する検査について」(別表)の1.の(1)       ののイの(注)       ののイの(注)       のです。これらをあらかじめ要管理先に対する債権とし	引当(別表2)の1.の(1)       ののイの(注))     にかかわらず、これらをあらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとする。これらの債権につい	

(改訂前)	(改訂後)	
て扱うことはしないものとする。これらの債権については、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドライン(「第一分冊:預金取扱い金融機関関係」1 - 1 2 - 3 リスク管理債権の開示)に沿って判断するものとする。	ては、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針( - 4 - 9 - 4 - 3 リスク管理債権額の開示)に沿って判断するものとする。	
(参考)	(参考)	
信用リスク検査用マニュアル	<u>資産査定管理態勢の確認検査</u> 用チェックリスト	
<u>自己査定に関する検査につい</u> <u>て((別表)の1.の(11)の</u>	<u>自己査定(別表 1 )の 1 . の</u> <u>(11) の</u>	
「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「3カ	「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「3カ	
月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上	月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上	

(		(改訂後)
	延滞している貸出債権)及び 貸出条件緩和債権(経済的困 難に陥った債務者の再建又は 支援を図り、当該債権の回収 を促進すること等を目的に、 債務者に有利な一定の譲歩を 与える約定条件の改定等を行った貸出債権)」(金融機能再 生緊急措置法施行規則第4 条)をいう。	延滞している貸出債権)及び 貸出条件緩和債権(経済的困 難に陥った債務者の再建又は 支援を図り、当該債権の回収 を促進すること等を目的に、 債務者に有利な一定の譲歩を 与える約定条件の改定等を行った貸出債権)」(金融機能再 生緊急措置法施行規則第4 条)をいう。
	自己査定に関する検査について((別表)の1.の(3)のの(注)) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。以下同じ。	自己査定(別表1)の1.の(3) のの(注) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、 当該債務者の債権の全部又は 一部が要管理債権である債務 者をいう。以下同じ。

(改訂前)	(改訂後)
ののイの(注)) 「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。	「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。

(改訂前)

3.検証ポイントに関する運用例

(事例1)~(事例17) (略)

(事例18)
(検証ポイント)
(略)
(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定されており、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。

これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件 緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的 に同等の利回りが確保されているならば、貸出条件緩和債権 (改訂後)

(事例1)~(事例17) (略)

3.検証ポイントに関する運用例

(事例18)

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定されており、その具体 的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(注 1)において規定されている。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。

これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件

(改訂前)	(改訂後)
に該当しないというものである。  2.(略) 3.しかしながら、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に際しては、担保・保証等による信用リスクの減少等を含む総合的な採算を踏まえる必要がある。本事例の場合、在庫資金(銘木の資財仕入)名目の運転資金については、在庫の処分により全額回収するもので、在庫処分による返済実績を勘案すれば返済財源は確実(注)と見込まれ、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。 (以下、略)	緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば、貸出条件緩和債権に該当しないというものである。 2.(略) 3.しかしながら、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に際しては、担保・保証等による信用リスクの減少等を含む総合的な採算を踏まえる必要がある。本事例の場合、在庫資金(銘木の資財仕入)名目の運転資金については、在庫の処分により全額回収するもので、在庫処分による返済実績を勘案すれば返済財源は確実(注2)と見込まれ、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。(以下、略)
4.(略)	4.(略)
(新設) (注)本事例では、在庫処分の実績を勘案し、返済財源は確実としているが、実際の自己査定検証においては、その確実性に	(注1)貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な 監督指針( -3 - 2 - 4 - 3 (2), )にも記載有り。保 険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的 な監督指針( -2 - 17 - 3 (2), )に記載有り。 (注2)本事例では、在庫処分の実績を勘案し、返済財源は確 実としているが、実際の自己査定検証においては、その確実性

ついても十分検証を行う必要がある。

についても十分検証を行う必要がある。

(改訂後)

(事例19)

✓ 概況

(略)

✓ *業況* (略)

✓ 自己杳定

当行としては、前期に債務超過に陥ったことや、先行きの業況回復も当面見込めない経営環境にあることから要注意先とした。

貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するか否かについては、「同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」(以下、「開示基準金利」という。)を基準として判断すべきであるが、当行は、行内格付や貸出期間等の如何にかかわらず、一律に短期プライムレートを開示基準金利としており、本件土地取得資金については、条件変更時の金利が当該開示基準金利を上回っていることから、元本返済猶予債権には該当しないとしている。

(事例19)

✓ 概況

(略)

✓ 業況

(略)

✓ 自己查定

当行としては、前期に債務超過に陥ったことや、先行きの業況回復も当面見込めない経営環境にあることから要注意先とした。

貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するか否かについては、基準金利(同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利。以下、「基準金利」という。」を基準として判断すべきであるが、当行は、行内格付や貸出期間等の如何にかかわらず、一律に短期プライムレートを基準金利としており、本件土地取得資金については、条件変更時の金利が当該基準金利を上回っていることから、元本返済猶予債権には該当しないとしている。

(改訂後)

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、事務ガイドラインは、この解釈に関し具体的な事例を示し、元本返済猶予債権については、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」としている。

この<u>ガイドライン</u>の規定の趣旨は、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本返済の猶予が行われる場合には、債務者に有利となる取決めに該当し、貸出条件緩和債権となるというものである。

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針は、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。

この中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の規定の趣旨は、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本返済の猶予が行われる場合には、債務者に有利となる取決めに該当し、貸出条件緩和債権となるというものである。

2.書替えが継続している手形貸付については、債務者の返済 能力の低下(信用リスクの増大)から期日返済が困難となり、 実際上は条件変更を繰り返している長期資金と同じ状況(い わゆる「コロガシ状態」)となっている場合があるため、債務 者の信用リスクについて十分に検討する必要がある。

本事例の土地取得資金について書替えが繰り返されている背景を見ると、事業計画の頓挫や本業の返済能力の低下から当該土地取得資金の分割返済が叶わず、加えて、当該物件の大幅な値下がりから売却処分ができず、実質長期資金化している状況があり、信用リスクが増大していることが伺われる。このような信用リスクの状況を踏まえ、当行における信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間等を勘案した金利水準の状況等を参照しつつ、当該手形貸付書替時の金利が、現状、当該債務者と同等な信用リスクを有する債務者に対して通常適用されている新規貸出実行金利よりも低い水準となっていれば、原則として、元本返済猶予債権に該当するものと判断される。

3.なお、当行のように、格付区分や貸出期間の長短等に関わらず同一の<mark>開示基準金利</mark>に基づき開示の要否を判断している場合は、原則として、<mark>開示基準金利</mark>の設定が粗く開示債権の把握に問題があると考えられるため、この点についての是正が必要である。

#### (改訂後)

2.書替えが継続している手形貸付については、債務者の返済 能力の低下(信用リスクの増大)から期日返済が困難となり、 実際上は条件変更を繰り返している長期資金と同じ状況(い わゆる「コロガシ状態」)となっている場合があるため、債務 者の信用リスクについて十分に検討する必要がある。

本事例の土地取得資金について書替えが繰り返されている背景を見ると、事業計画の頓挫や本業の返済能力の低下から当該土地取得資金の分割返済が叶わず、加えて、当該物件の大幅な値下がりから売却処分ができず、実質長期資金化している状況があり、信用リスクが増大していることが伺われる。このような信用リスクの状況を踏まえ、当行における信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間等を勘案した金利水準の状況等を参照しつつ、当該手形貸付書替時の金利が、現状、当該債務者と同等な信用リスクを有する債務者に対して通常適用されている新規貸出実行金利よりも低い水準となっていれば、原則として、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するものと判断される。

3.なお、当行のように、格付区分や貸出期間の長短等に関わらず同一の<u>基準金利</u>に基づき開示の要否を判断している場合は、原則として、<u>基準金利</u>の設定が粗く開示債権の把握に問題があると考えられるため、この点についての是正が必要である。

(改訂後)

(事例20)

√ 概況

(略)

✓ *業況* (略)

✓ 自己查定

当行は、本業の木材卸の業況が低迷し、財務内容も実質 債務超過になっていることや今後短期間での業況改善が 見込めないことから要注意先としている。

また、証貸については、条件変更を行っているものの、 条件変更後の最終返済期限の延長が法定耐用年数内に収 まっていることから、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債 権)には該当しないと判断している。

なお、当行は、信用格付けに基づくリスク管理態勢が未 整備のため、<u>事務ガイドライン</u>で示されている<u>開示基準金</u> <u>利</u>に基づく<u>元本返済猶予債権</u>の判定を行っていない。 (事例20)

√ 概況

(略)

**✓ 業況** 

(略)

✓ 自己查定

当行は、本業の木材卸の業況が低迷し、財務内容も実質 債務超過になっていることや今後短期間での業況改善が 見込めないことから要注意先としている。

また、証貸については、条件変更を行っているものの、 条件変更後の最終返済期限の延長が法定耐用年数内に収 まっていることから、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債 権)には該当しないと判断している。

なお、当行は、信用格付けに基づくリスク管理態勢が未 整備のため、<u>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</u> で示されている<u>基準金利</u>に基づく<u>貸出条件緩和債権(元本</u> <u>返済猶予債権)</u>の判定を行っていない。

(改訂後)

(検証ポイント)

(略)

#### (解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、事務ガイドラインは、この解釈に関し具体的な事例を示し、元本返済猶予債権については、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」としている。

2. 本事例のように、設備資金、特に、収益物件取得資金については、最終期限の延長を行ったとしても、法定耐用年数内であるならば、債務者に有利な一定の譲歩を与えているとは言えず、元本返済猶予債権には該当しないのではないかとの意見がある。

(検証ポイント)

(略)

#### (解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針は、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。

2.本事例のように、設備資金、特に、収益物件取得資金については、最終期限の延長を行ったとしても、法定耐用年数内であるならば、債務者に有利な一定の譲歩を与えているとは言えず、<u>貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)</u>には該当しないのではないかとの意見がある。

しかしながら、<mark>ガイドライン</mark>の規定の趣旨を踏まえれば、 債務者に有利となる取決めに該当するか否かは、元本返済を 猶予する期間の長さのみによって判断し得るものではなく、 約定条件改定時の金利が、当該債務者と同等な信用リスクを 有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利 以上の金利となっているか否かによって判断すべきである。

3. したがって、本事例のような場合においては、最終期限の延長が法定耐用年数以内に収っていることをもって元本返済 <u>猫予債権</u>に該当しないということではなく、約定条件変更時の金利水準が、同等な信用リスクを有している債務者に通常 適用されている新規貸出実行金利の水準、すなわち、当行に おける信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間(17年 程度)等を勘案した金利水準を下回っているならば、原則と して、元本返済猶予債権と判断する必要がある。

#### (改訂後)

しかしながら、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指 針の規定の趣旨を踏まえれば、債務者に有利となる取決めに 該当するか否かは、元本返済を猶予する期間の長さのみによ って判断し得るものではなく、約定条件改定時の金利が、当 該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通 常適用される新規貸出実行金利以上の金利となっているか否 かによって判断すべきである。

3.したがって、本事例のような場合においては、最終期限の 延長が法定耐用年数以内に収っていることをもって<mark>貸出条件 緩和債権(元本返済猶予債権)</mark>に該当しないということでは なく、約定条件変更時の金利水準が、同等な信用リスクを有 している債務者に通常適用されている新規貸出実行金利の水 準、すなわち、当行における信用格付、及び貸出金の保全状 況や貸出期間(17年程度)等を勘案した金利水準を下回っ ているならば、原則として、<mark>貸出条件緩和債権(元本返済猶</mark> 予債権)と判断する必要がある。

(改訂前) (改訂後) (事例21) (事例21) ✓ 概況 ✓ 概況 (略) (略) ✓ **業**況 ✓ 業況 (略) (略) ✓ 自己杳定 √ 自己杳定 当組合は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかで 当組合は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかで あり、今後短期間で条件変更前の状況に回復する見込もな

あり、今後短期間で条件変更前の状況に回復する見込もないと判断されることから、債務者区分は要注意先とした。 しかしながら、証貸は全額信用保証協会保証付貸出金であることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断している。

なお、当組合は信用格付に基づくリスク管理態勢が未整備のため、事務ガイドラインで示されている開示基準金利に基づいて元本返済猶予債権の判定を行っていない。

いと判断されることから、債務者区分は要注意先とした。 しかしながら、証貸は全額信用保証協会保証付貸出金で あることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断して いる。

なお、当組合は信用格付に基づくリスク管理態勢が未整備のため、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針で示されている基準金利に基づいて元本返済猶予債権の判定を行っていない。

(改訂前) (改訂後) (検証ポイント) (検証ポイント) (略) (略) (解説) (解説) 1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、当庁の<mark>事務ガイドライン</mark>において規定されている。 例は、当庁の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に 事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権の具体的な事例 おいて規定されている。 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返 として、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用 リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出 済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条 実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし 件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の 貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信 ている。 これは、返済期限の延長が行われた場合、条件変更時の金 用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取 引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金 利が、債務者と同等の信用リスクを有している債務者に通常 適用される新規貸出実行金利を下回っているならば元本返済 利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対 **猶予債権**に該当するというものである。 して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される 場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考 えられるとしている。 これは、返済期限の延長が行われた場合、条件変更時の金

2.(略)

2.(略)

利が、債務者と同等の信用リスクを有している債務者に通常 適用される新規貸出実行金利を下回っているならば<mark>貸出条件</mark> 緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するというものである。

(改訂前) (改訂後) (事例22) (事例22) (検証ポイント) (検証ポイント) (略) (略) (解説) (解説) 1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 2 第 1 項第 5 号口 (4) において規定され、その具体的な事 例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において 例は、<mark>事務ガイドライン</mark>において規定されている。 事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定 規定されている。 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返 条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有し ている債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以 済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条 下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予し 件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の た貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等によ 貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信 る信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な 用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取 採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場 引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金 合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定す 利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対 る」としている。 して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される 場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考 えられるとしている。 2.(略) 2.(略) 3.(略) 3.(略)

(改訂後)

(事例23)

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。

これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件 緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的 に同等の利回りが確保されているならば<mark>元本返済猶予債権</mark>に 該当しないというものである。 (事例23)

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において 規定されている。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。

これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件 緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的 に同等の利回りが確保されているならば<u>貸出条件緩和債権</u> (元本返済猶予債権)に該当しないというものである。

(改訂前) (改訂後) 2.(略) 2.(略) 3.(略) 3.(略) (事例24) (事例24) √ 概況 ✓ 概況 (略) (略) ✓ 業況 ✓ 業況 (略) (略) ✓ 自己杳定 ✓ 自己杳定 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、 中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現 中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現 性の高い抜本的な経営再建が開始されている(事務ガイ 性の高い抜本的な経営再建が開始されている(中小・地 <u>ドライン1-12-3(2)、...</u>)と判断しており、 域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 -当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に <mark>3(2) . . 八</mark>)と判断しており、当該経営再建計画 は該当せず、債務者区分については、その他要注意先と に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務 している。 者区分については、その他要注意先としている。

(改訂後)

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

また、<u>事務ガイドライン</u>では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営 再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しない ものとされている。

2. 本事例については、

中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において 規定されている。

また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援 の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営 再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しない ものとされている。

2. 本事例については、

中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及

び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債 務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること

地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の 株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円) により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、 今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準 金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保され ていると見込まれる場合であること。

等、事務ガイドライン1 - 1 2 - 3 ( 2 )、 . の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

#### 3.(略)

# (改訂後)

び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債 務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること

地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の 株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円) により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、 今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準 金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保され ていると見込まれる場合であること。

等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3 (2)、 . 八の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

# 3.(略)

(改訂前) (改訂後) (事例25) (事例25) ✓ 概況 ✓ 概況 (略) ✓ 業況 ✓ 業況 (略) ✓ 自己杳定 ✓ 自己査定 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、 現在までの経営再建計画に基づく計画の進捗状況を勘案 現在までの経営再建計画に基づく計画の進捗状況を勘案 すれば、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されてい すれば、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されてい る(事務ガイドライン1 - 12 - 3 (2) 、 )と判 る(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条 - 9 - 4 - 3 (2) 、八)と判断しており、当該経営 件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その 再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せ 他要注意先としている。 ず、債務者区分については、その他要注意先としている。

(改訂後)

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

また、<u>事務ガイドライン</u>では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、既存の計画に基づく経営再建についても、実現性の高い抜本的な経営再建計画としての要件を満たせば同様の取扱いができるものとされている。

(検証ポイント)

(略)

(解説)

1.貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の 2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事 例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において 規定されている。

また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、既存の計画に基づく経営再建についても、実現性の高い抜本的な経営再建計画としての要件を満たせば同様の取扱いができるものとされている。

# 2.本事例については、

金融機関との協議の下、再建計画を策定し、その実施を 行っており、現在までの進捗状況を勘案すれば、その計画に ついては、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分 厳しいものとなっていると考えられること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債 務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること

長期借入金の圧縮等により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、現在までの再建計画に基づく、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。

等、<u>事務ガイドライン1-12-3(2)、 . (注4)</u>の 要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債 権には該当しないものと考えられる。

3.(略)

# (改訂後)

# 2.本事例については、

金融機関との協議の下、再建計画を策定し、その実施を 行っており、現在までの進捗状況を勘案すれば、その計画に ついては、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分 厳しいものとなっていると考えられること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債 務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること

長期借入金の圧縮等により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、現在までの再建計画に基づく、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。

等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3 (2)、 . 八の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

3.(略)

(改訂前) (改訂後) (事例26) (事例26) ✓ 概況 ✓ 概況 (略) (略) ✓ *業況* ✓ 業況 (略) (略) ✓ 自己查定 ✓ 自己查定 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転

当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローンを資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、事務ガイドライン1-12-3(2)()後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。

なお、当金庫は資本的劣後ローンの引当てについては、 市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出した結果、当該実質価額がゼロとなったこと等を踏まえ、10 0%の引当を実施している。 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローンを資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・4・9・4・3(2)、八後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。

なお、当金庫は資本的劣後ローンの引当てについては、 市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出した結果、当該実質価額がゼロとなったこと等を踏まえ、10 0%の引当を実施している。

(改訂前)	(改訂後)
<ul><li>(検証ポイント)</li><li>(略)</li><li>(解説)</li><li>1.(略)</li></ul>	<ul><li>(検証ポイント)</li><li>(略)</li><li>(解説)</li><li>1.(略)</li></ul>
2 .(略)	2 .(略)

3.また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローンを資本とみなして検討を行うと、本事例については、元本返済猶予を行っているものの

債権の一部を資本的劣後ローンへ転換(以下「DDS(デット・デット・スワップ)」という)するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的 劣後ローンを資本として扱うことを前提とした当該債務者 の債務者区分が正常先となることが見込まれること

DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していると見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場

3.また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後 ローンを資本とみなして検討を行うと、本事例については、元 本返済猶予を行っているものの

債権の一部を資本的劣後ローンへ転換(以下「DDS(デット・デット・スワップ)」という)するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的 劣後ローンを資本として扱うことを前提とした当該債務者 の債務者区分が正常先となることが見込まれること

DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していると見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場

(改訂後)

合であること。

等、<mark>事務ガイドライン1・12・3(2) ()</mark>の要件を満たしている場合、資本的劣後ローン及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

4.(略)

5.なお、事務ガイドライン1-12-3(2) ( )の要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドライン(「第一分冊:預金取扱い金融機関関係」1-12-3(2) ( )リスク管理債権の開示)に沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、信用リスク検査用マニュアル(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.の(3)のの(注)「償却・引当に関する検査について」(別表)の1.の(1)ののイの(注))(以下信用リスク検査用マニュアルという)にかかわらず、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権を「要管理先に対する債権」として、扱うことはしないものとする。

合であること。

等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3 (2) 、八の要件を満たしている場合、資本的劣後ローン及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

4.(略)

5.なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4-9-4-3(2)、八の要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4-9-4-3(2)、口に沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1.の(3)のの(注)」にかかわらず、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権を「要管理先に対する債権」として、扱うことはしないものとする。

(改訂前)	(改訂後)
(参考:引当金、開示債権の状況)	(参考:引当金、開示債権の状況)
(略)	(略)